

証券コード 6029
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目6番9号
アトラグループ株式会社
代表取締役会長兼社長CEO 久世 博之

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.artra-group.co.jp/ir/dividends/meeting.php>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類
をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）
午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日） 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル 当社大阪事務所
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
ご出席の株主様へのお土産は、2021年に廃止いたしました。
例年実施している株主総会後の施術体験会は中止とさせていただきます。何
卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及
び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計
算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の
内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、療養費が減少傾向にあり、自費施術及び物販の拡大が課題となっております。

このような状況の下、当社グループは、各種セミナーの開催、ほねつぎチェーンの加盟院の増加、自費施術に使用する機材の販売、アトラ請求サービスの会員の増加、HONEY-STYLEの利用院の増加に取り組ましました。

また、2021年12月に子会社化した株式会社ベリカン（2022年4月1日に株式会社ビーユーから社名変更、以下同様。）において、玩具販売の拡大に取り組ましました。

なお、連結子会社であった株式会社One Third Residenceは2022年4月に全株式を売却したため、連結の範囲から除外しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が4,671,498千円（前連結会計年度比47.9%増）、営業利益が2,823千円（前連結会計年度は営業損失が223,022千円）、経常利益が15,178千円（前連結会計年度は経常損失が224,672千円）、親会社株主に帰属する当期純利益が2,104千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失が351,122千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(鍼灸接骨院支援事業)

当セグメントの売上高は2,758,437千円（前連結会計年度比2.6%減）、営業損失は79,134千円（前連結会計年度は営業損失が255,564千円）となりました。

支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

既存の鍼灸接骨院の加盟促進及び直営店の売上拡大等に注力しました。

この結果、売上高は520,522千円（前連結会計年度比13.5%減）となりました。

・機材、消耗品販売

療養費が減少傾向となる中、自費施術に使用する機材の需要は拡大しております。当社グループは、アトラアカデミーにおいて、動画の充実に取り組み、会員の増加を図っております。また、セミナーの開催をとおし、自費施術に使用する機材の拡販に取り組んでおります。

また、鍼灸接骨院専門ECサイトであるアトラストアでは、あしたの私をつくるケアカタログ「トトリエ」を発行し取扱商品の拡充を図りました。

この結果、売上高は790,082千円（前連結会計年度比9.9%減）となりました。

- ・アトラ請求サービス
新規開設院の入会及びA-COMSファイナンスサービス利用院の拡大等に注力しました。
この結果、売上高は530,434千円（前連結会計年度比4.7%減）となりました。
- ・HONEY-STYLE
鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用院増加に注力しました。
この結果、売上高は94,633千円（前連結会計年度比26.6%減）となりました。
- ・介護支援
ほねつぎデイサービスの加盟店開発、既存加盟店のロイヤリティ収入の拡大及び直営店の売上拡大等に注力しました。
この結果、売上高は480,305千円（前連結会計年度比31.6%増）となりました。
- ・フィットネス関連
ワンサードフィットネスの加盟店開発及び直営店の売上拡大等に注力しました。
この結果、売上高は125,917千円（前連結会計年度比4.2%減）となりました。
- ・その他
売上高は216,542千円（前連結会計年度比25.9%増）となりました。

（玩具販売事業）

ペリカンにおいて、玩具・文具等の拡販に注力しました。

この結果、当セグメントの売上高は1,913,060千円（前連結会計年度比487.8%増）、営業利益は79,906千円（前連結会計年度比145.5%増）となりました。

（2）設備投資の状況

設備投資の総額は156,378千円であります。その主なものは、A-COMS開発、直営店舗内装工事などがあります。

（3）資金調達の状況

金融機関等からの借入により424,000千円の資金調達を行いました。

その他、当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資本及び金融機関等からの借入金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

① 事業の拡大に対応する人材の確保及び育成

当社グループにとって最大の資産は、当社グループが保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。このため人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、資本効率の最大化を目指してまいります。また、社内研修の実施等、教育制度の一段の充実に努めてまいります。

② 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社グループの継続的な拡大を支えていくために、当社グループとして業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、引き続き重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実、強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

③ コンサルティングの強化

鍼灸接骨院業界は療養費が減少傾向にある中、自費施術の拡大及び患者への物販の拡大による売上高の拡大が課題となっております。このような環境の下、当社グループはほねつぎチェーンに加え、鍼灸接骨院に対するコンサルティングを強化し、顧客である鍼灸接骨院に各種ソリューションを提供してまいります。

④ 自費施術の拡大

鍼灸接骨院における療養費は減少傾向にあり、療養費に係る売上高は減少傾向にあります。そんな中、予防に係る自費施術を拡大することで療養費に過度に依存しない体制の構築が業界全体の課題となっております。当社グループは、セミナーの開催等により、自費施術の拡大を推し進め、自費施術に使用する機材の販売を拡大し、鍼灸接骨院の経営基盤の構築と国民の健康に貢献してまいります。

⑤ 物販の拡大

療養費に過度に依存しない体制の構築に向けて、鍼灸接骨院における患者への物販の拡大に取り組んでまいります。具体的には、HONEY-STYLEのポイントシステムの活用を促すとともに、「トトリエ」を活用した物販の拡大に取り組んでまいります。

⑥ 新商品の開発

当社グループは、自費施術の拡大に寄与するため、自費施術に使用する機材の発掘、開発に努めてまいります。また、アトラストアにおきましては、PB商品の開発に注力してまいります。

⑦ 療養費不正請求防止への取り組み

当社グループが支援を行う鍼灸接骨院業界では、一部の鍼灸接骨院において、療養費の不正請求が課題となっております。この課題に対処するため、ほねつぎチェーンにおいては巡回指導を行い、アトラ請求サービスの会員に対してはA-COMSをとおり、不正請求防止に役立つツールの提供等により、療養費の不正請求を防止すべく、注力してまいります。

⑧ A-COMSにおけるサービス内容の拡充

当社グループが開発したA-COMSについて、既存の顧客の満足度の向上及び今後の顧客拡大のためには、サービス内容の拡充が必要であると認識しております。A-COMSは拡張性があり、サービス内容の追加を行うことが可能でありますので、継続的にサービス内容の見直し及び拡充を行ってまいります。

⑨ HONEY-STYLE利用院の拡大

自費施術の拡大に伴い、予約管理の需要が拡大しております。当社グループは、当社グループが開発した鍼灸接骨院の口コミノ予約システムであるHONEY-STYLEの機能の一部（予約機能など）を無料で開放し、無料プラン利用院の拡大に努めてまいります。さらに無料プランから有料プランへの変更を促し、患者への物販の拡大に取り組んでまいります。

⑩ ほねつぎデイサービスの拡大

介護業界においては、機能訓練を重視したサービスの拡大が課題となっております。当社グループは、ほねつぎデイサービスをフランチャイズとして展開しており、柔道整復師が活躍できるモデルとして店舗数を拡大しております。今後ほねつぎデイサービスのさらなる拡大に注力してまいります。

⑪ ワンサードフィットネスの拡大

鍼灸接骨院業界においては、予防のためのフィットネスの利用拡大が課題となっております。当社グループは、ワンサードフィットネスをフランチャイズとして展開しており、鍼灸接骨院のオーナーが加盟することでシナジーの創出に貢献してまいります。

⑫ 玩具販売事業の拡大

ペリカンにおける玩具販売事業について、既存店の売上高の拡大に加え、新店の開発に取り組むことで、売上高、利益の拡大に努めてまいります。

⑬ 再生事業の拡大

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業で培ったリアル店舗に対する経営指導のノウハウを使い、M&Aにより、リアル店舗を展開する企業の再生に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 2019年12月期	第16期 2020年12月期	第17期 2021年12月期	第18期 (当連結会計年度) 2022年12月期
売 上 高 (千円)	2,833,781	2,426,748	3,158,240	4,671,498
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	31,411	△395,835	△224,672	15,178
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△146,664	△440,764	△351,122	2,104
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△16.71	△49.87	△36.76	0.22
総 資 産 額 (千円)	4,323,379	4,342,404	5,595,364	4,652,439
純 資 産 額 (千円)	1,837,657	1,369,911	1,439,452	1,307,156
1株当たり純資産額 (円)	208.95	154.00	147.69	133.37

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
アトラファイナンス株式会社	3,000万円	100%	療養費早期現金化サービス
アトラケア株式会社	2,500万円	100%	ほねつぎデイサービス等の直営事業
アトラプランニング株式会社	500万円	100%	建設業、宅地建物取引業
株式会社ペリカン	1,000万円	100%	玩具販売事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業及び玩具販売事業を展開しております。鍼灸接骨院における療養費が減少傾向となる中、自費施術や物販の拡大を支援しています。具体的には、アトラアカデミーにおいて、様々な動画を掲載し、自費施術等に係るセミナーを開催しています。ほねつぎチェーンにおいては、加盟院に対し、自費施術のノウハウを提供しております。コンサルティングにも注力していきます。また、ほねつぎチェーン加盟院を含む鍼灸接骨院に、自費施術に使用する機材を販売し、過度に療養費に依存しない体制の構築をサポートしています。アトラ請求サービスにおいては、当社が開発した療養費請求に使用するシステムA-COMSを提供し、療養費の請求を代行しております。HONEY-STYLEにおいては、ポイントシステムを活用した物販の拡大をサポートしています。鍼灸接骨院専門のECサイトであるアトラストアにおいては、トリエを活用し物販の拡大に取り組むとともに、PB商品の拡充に注力しています。ほねつぎデイサービスにおいては、柔道整復師によるサービス提供という特長を活かし、フランチャイズの加盟店に対し、開店支援、運営指導を実施しております。ワンサードフィットネスにおいては、24時間のフィットネスジムを展開しています。

ペリカンにおいては、玩具、文具等を販売しています。

これらの事業をとおり、企業理念である「世界中の人を健康にしたい。」の実現に注力しています。

(8) 主要な事業所

本 店	大阪市西区立売堀四丁目6番9号
大 阪 事 務 所	大阪市西区立売堀四丁目5番7号

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
158名	7名減	42.0歳	8年4ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	496,435千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	490,718千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	261,468千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,807,000株 (自己株式20,266株を含む)
- (3) 株 主 数 9,959名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 社 団 法 人 み ど り 会	2,731,100株	27.90%
蘇 乾 間	837,900株	8.56%
エンデバー・パートナーズ株式会社	489,000株	4.99%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	312,900株	3.19%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	282,700株	2.88%
久 世 博 之	247,300株	2.52%
片 田 徹	204,000株	2.08%
柚 木 孝 夫	153,100株	1.56%
野 村 證 券 株 式 会 社	120,900株	1.23%
会 田 正 英	120,000株	1.22%

(注) 持株比率は自己株式 (20,266株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	40,000株	1名

- (注) 1. 当該報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。
2. 2019年3月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額2千万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間から50年間までの間で、当社の取締役会が定める期間とすることとしています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度中において発行した新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権	
決議年月日	2022年5月13日
新株予約権の数(個)	24,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,400,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 249 (注) 3
新株予約権の行使期間	2022年5月31日～2024年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

本新株予約権は、行使許可及びコミットメント条項付第三者割当であります。

新株予約権の発行時（2022年5月13日）における内容を記載しております。

(注) 1. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,400,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の当初行使価額は、2022年5月13日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における普通取引の終値(以下、「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)である。当社は、割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下、「修正基準日時価」という。)に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2号に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。但し、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。
- (4) 行使価額の下限：当初150円(2022年5月13日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。以下、「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4号の規定を準用して調整されることがある。)
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,400,000株(2022年5月13日現在の発行済株式総数9,807,000株に対する割合は24.47%)、割当株式数は100株で確定している。
- (6) 当社は、次の場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使指示を行うことができる。①東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(当初323.70円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件①」という。)、条件①が成就した日の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。又は②東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%(当初373.50円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件②」という。)、条件②が成就した日の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として、10取引日以内に行使すべき本新株予約権を行使指示することができる。
- (7) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：361,920,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (8) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

アトラグループ株式会社 普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、当社の単元株式数は100株である。

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,400,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4号一②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、249円(以下、「当初行使価額」という。)とする。ただし、本欄第4号の規定に従って調整されるものとする。

(3) 行使価額の修正

- ① 当社は、本新株予約権の割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、修正基準日時価(当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値))に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- ② 前号にかかわらず、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(4) 行使価額の調整

- ① 当社は、本新株予約権の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 本号④－(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)。調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (b) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号④－(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (c) 本号④－(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号④－(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号④－(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (e) 本号②－(a)から(d)までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本号②－(a)から(d)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④(a) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- (b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- (c) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- ⑤ 本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10% (但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4号-②記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。) を超えることとなる場合の、当該10% (但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4号-②記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。) を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

7. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%（但し、上記表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、上記表中「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4号②記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

8. 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

9. 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、当社の取締役である田中克典及び片田徹との間で、2022年5月13日から2024年5月30日までの期間において当社普通株式100,000株を借り受ける株式貸借契約(貸株利率：0.1%)を締結しております。当該株式貸借契約において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久 世 博 之	CEO 鍼灸接骨院支援部担当 アトラプランニング株式会社 代表取締役 株式会社ペリカン 取締役
取 締 役	田 中 雅 樹	CFO 兼 経理財務部担当 兼 総務人事部担当
取 締 役	田 中 克 典	営業部担当 兼 ほねつぎチェーン事業部担当 アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役
取 締 役	片 田 徹	経営戦略部長 兼 療養費請求代行部担当 兼 情報システム部担当 アトラファイナンス株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役
取締役（監査等委員）	高 田 明 夫	高田明夫法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	岩 田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	奥 村 佳 文	B T J 税理士法人 パートナー

- (注) 1. 久世博之氏は2022年12月27日付でアトラプランニング株式会社の代表取締役に就任しております。
2. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 取締役（監査等委員）の高田明夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）の岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）の奥村佳文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の異動

① 就任

2022年3月29日開催の当社第17回定時株主総会において、田中 克典氏、片田 徹氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
久世 博之	代表取締役会長兼社長CEO 鍼灸接骨院支援部担当	代表取締役会長兼社長CEO	2022年3月29日
田中 克典	取締役兼 営業部担 ほねつぎチェーン事業部担当	執行役員 営業部担	2022年3月29日
片田 徹	取締役兼 営業戦略部担 療養費請求代行部担 情報システム部担	執行役員 営業戦略部担 療養費請求代行部担	2022年3月29日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為等一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

① 報酬の決定方針

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役ごとの報酬限度額を決定しています。

取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、基本報酬、及び非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成しています。また、監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみで構成しています。

基本報酬につきましては、任意の報酬委員会にて、会社の業績等を踏まえ、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、個人別の報酬等の案を決定し、取締役会に上程します。この上程案を取締役会で十分に協議し、決定しています。株式報酬については、当社の監査等委員である取締役を除く取締役に対する、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。個人別の報酬等の額については、任意の報酬委員会が、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、個人別の報酬等の案を決定し、取締役会に上程します。この上程案を取締役会で十分に協議し、決定しています。

なお、報酬決定の方針については、報酬委員会において審議し、その答申を受けた取締役会において決定しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 非金銭報酬に関する事項

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)が、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として譲渡制限株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及び交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

③ 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年3月26日開催の定時株主総会において年額2億5千万円以内(決議当時7名)(うち社外取締役分1千万円以内)と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で2019年3月26日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額2千万円以内とし、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年40,000株以内(決議当時7名)と決議しています。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の定時株主総会において年額5千万円以内(決議当時3名)と決議しています。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	87,799千円 (-千円)	78,295千円 (-千円)	-	9,504千円 (-千円)	4名 (-名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,400千円 (14,400千円)	14,400千円 (14,400千円)	-	- (-千円)	3名 (3名)
合計	102,199千円	92,695千円	-	9,504千円	7名

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	高田明夫法律事務所 所長	重要な取引その他の関係はありません。
	岩田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	奥村 佳文	B T J 税理士法人 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	岩田 潤	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、監査等委員会には19回中18回出席し、主に公認会計士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	奥村 佳文	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	弁護士としての法的視点及び企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、法令、リスク管理等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。
	岩田 潤	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、会計、財務等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。
	奥村 佳文	税理士としての税務・財務及び会計に関する豊富な知識と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、税務、会計実務等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

協立神明監査法人

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2022年3月29日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 協立監査法人は2022年4月1日付で神明監査法人と合併し、名称を協立神明監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	20,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る報酬10,000千円を前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツへ支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、2014年7月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2018年3月23日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - (2) 当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
 - (3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内を設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 内部統制推進室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを閲覧できる体制を構築する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
 - (2) 有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「企業理念」、「経営理念」を社内でも共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - (2) 監査等委員会及び内部統制推進室は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員（監査等委員会補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに、予算を策定する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (3) 監査等委員会補助者が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
 - (3) 監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
 - (4) 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないように適切な措置を講じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員会監査等に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査等の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
 - (2) 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は債務の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務執行に必要な場合を除き、速やかにこれに応じる。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては19回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、闊達な意見交換のもと、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 監査等委員会規程に基づき、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、当事業年度においては19回の監査等委員会を開催いたしました。監査等委員会では監査等委員会監査等基準に基づいた監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部統制推進室、会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部統制推進室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。内部統制推進室と監査等委員会及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ コンプライアンス規程に基づき、毎月1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、内部通報制度運用規程を制定し、内部通報制度を導入しており、コンプライアンスに抵触する恐れのある事態の発生を未然に防止するとともに、早期解決に取り組んでおります。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,086,290	流動負債	1,604,582
現金及び預金	1,234,142	買掛金	361,353
売掛金	345,385	1年内返済予定の長期借入金	401,928
営業貸付金	411,133	未払金	101,587
商品	710,314	未払法人税等	24,288
仕掛品	2,051	賞与引当金	25,080
その他	386,120	ポイント引当金	10,492
貸倒引当金	△2,857	収納代行預り金	512,091
固定資産	1,566,149	預り金	46,223
有形固定資産	177,400	その他	121,536
建物及び構築物	92,091	固定負債	1,740,700
工具、器具及び備品	37,594	長期借入金	1,504,807
土地	27,152	繰延税金負債	7,664
リース資産	7,129	退職給付に係る負債	89,976
その他	13,432	資産除去債務	133,813
無形固定資産	227,159	その他	4,439
ソフトウェア	197,685	負債合計	3,345,282
その他	29,474	純資産の部	
投資その他の資産	1,161,588	株主資本	1,304,093
投資有価証券	743,389	資本金	727,347
長期貸付金	33,730	資本剰余金	903,663
繰延税金資産	513	利益剰余金	△326,757
その他	435,437	自己株式	△159
貸倒引当金	△51,483	その他の包括利益累計額	1,142
資産合計	4,652,439	その他有価証券評価差額金	1,142
		新株予約権	1,920
		純資産合計	1,307,156
		負債・純資産合計	4,652,439

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,671,498
売上原価		3,099,204
販売費及び一般管理費		1,572,294
営業外収益		1,569,470
営業外収益		2,823
受取利息	184	
受取手数料	7,958	
助成金収入	3,179	
解約料収入	1,034	
投資事業組合運用益	16,777	
その他	10,174	39,308
営業外費用		
支払利息	16,695	
為替差損	2,765	
株式交際の費用	6,503	
その他	988	26,953
特別利益		15,178
固定資産売却益	1,371	
投資有価証券売却益	300	
関係会社株式売却益	10,123	11,794
特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産売却却損	116	116
税金等調整前当期純利益		26,856
法人税、住民税及び事業税	22,216	
法人税等調整額	2,535	24,751
当期純利益		2,104
親会社株主に帰属する当期純利益		2,104

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	722,187	898,503	△178,861	△159	1,441,669
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	5,160	5,160			10,320
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,104		2,104
連結除外に伴う利益剰余金 の増減額			△150,000		△150,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	5,160	5,160	△147,895	-	△137,575
当 期 末 残 高	727,347	903,663	△326,757	△159	1,304,093

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△2,216	△2,216	-	1,439,452
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				10,320
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,104
連結除外に伴う利益剰余金 の増減額				△150,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,359	3,359	1,920	5,279
当 期 変 動 額 合 計	3,359	3,359	1,920	△132,296
当 期 末 残 高	1,142	1,142	1,920	1,307,156

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 5社
- ② 連結子会社の名称……アトラファイナンス株式会社
アトラケア株式会社
アトラプランニング株式会社
株式会社ハッピーライフ
株式会社ペリカン

当連結会計年度において、株式会社One Third Residenceの株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

なお、当連結会計年度において、株式会社ペリカンの決算日を3月31日から12月31日に変更し、連結決算日と同一になっております。連結計算書類の作成にあたっては、従来から連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用していたため、当該変更による影響はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ 棚卸資産

商 品…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産……………主に定率法

(リース資産を除く) ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

ロ 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)による定額法によっております。

ハ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ ポイント引当金……………顧客に付与したポイントのうち、購入金額に応じたポイント以外のポイント残高について、将来のポイント利用に備えるため、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常時点(収益を認識する通常時点)は以下のとおりであります。

イ 鍼灸接骨院支援事業… 鍼灸接骨院等向けの機材、消耗品、商品の販売を行っております。このような機材、消耗品、商品の販売については、通常、出荷時から当該機材、消耗品、商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ほねつぎチェーンの加盟店及びほねつぎデイサービスの加盟店からは、店舗運営に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行い、ロイヤリティを受領しております。このようなロイヤリティ収入については、加盟店及び加盟店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

アトラ請求サービスの会員からは、保険者に対する療養費請求業務の代行手数料を受領しております。HONEY-STYLE利用院からは、鍼灸接骨院の口コミ/予約システムであるHONEY-STYLEの利用料を受領しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

ほねつぎチェーン及びほねつぎデイサービス等の直営店においては、鍼灸接骨院及び店舗において患者・利用者等向けに商品・サービスの提供を行っております。このような商品・サービスの提供については、顧客に商品・サービスを提供した時点で収益を認識しております。

- ロ 玩具販売事業……………ペリカン店舗において、一般消費者向けに玩具・文具等の販売を行っております。
このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ 退職給付に係る会計処理の方法…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付に係る負債の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。
- ロ のれんの償却に関する事項……………のれんの償却については、発生日以後5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、商品の販売時に顧客に付与したポイントについては、従来は将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上する方法を採用しておりましたが、付与するポイントのうち、購入金額に応じたポイント残高については、顧客に対する履行義務として認識し、契約負債に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」の一部を、当連結会計年度より、契約負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記して表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	177,400
無形固定資産	227,159

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては利益の予想等に基づいて慎重に検討しておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(2) 投資有価証券

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	743,389

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。出資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、当該減少額を投資有価証券評価損として計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、投資有価証券評価損の計上が必要となる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 392,922千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資その他の資産

その他（長期預金）

100,000千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金

19,992千円

長期借入金

60,016千円

計

80,008千円

(3) 偶発債務

重要な訴訟事件

① 当社は以下のとおり、2018年10月4日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」という。）として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の2社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社インバンクメント	東京都品川区
株式会社黒井商事	山口県宇部市

ハ 訴訟の内容

上記2社は、訴訟において、当社に対して合計156,322千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

② 当社は以下のとおり、2019年10月3日に訴訟を提起され、2019年11月8日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、株式会社リブラボより、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社リブラボ	東京都世田谷区

ハ 訴訟の内容

当社に対して148,507千円及びこれに対する2019年11月9日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 9,807,000株

(2) 配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものに関する事項
該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,400,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関等からの借入により資金をまかなっております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は1年以内の支払期日であります。
収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。
長期借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社グループの与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。
 - ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※2)	1,906,735	1,880,537	△26,197
負債計	1,906,735	1,880,537	△26,197

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「営業貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「収納代行預り金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。
- (※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。
- (※3) 市場価格のない株式等は上記の表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	624,563

- (※4) 投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は118,826千円であります。

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,234,142	—	—	—
売掛金	345,385	—	—	—
営業貸付金	411,133	—	—	—
合計	1,990,661	—	—	—

(注) 2 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	401,928	361,529	266,771	201,223	132,160	543,124

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※1)	—	1,880,537	—	1,880,537
負債計	—	1,880,537	—	1,880,537

(※1) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価と期末簿価が近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	鍼灸接骨院支援事業	玩具販売事業	計	
ほねつぎチェーン	520,522	—	520,522	520,522
機材、消耗品販売	783,220	—	783,220	783,220
アトラ請求サービス	530,434	—	530,434	530,434
HONEY-STYLE	94,633	—	94,633	94,633
介護支援	480,305	—	480,305	480,305
フィットネス関連	125,917	—	125,917	125,917
玩具販売	—	1,913,060	1,913,060	1,913,060
その他	216,542	—	216,542	216,542
顧客との契約から生じる収益	2,751,575	1,913,060	4,664,636	4,664,636
その他の収益	6,862	—	6,862	6,862
外部顧客への売上高	2,758,437	1,913,060	4,671,498	4,671,498

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	324,707	345,385

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	133円37銭
1株当たり当期純利益	0円22銭

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,419,077	流動負債	1,129,167
現金及び預金	791,470	買掛金	49,945
売掛金	196,046	1年内返済予定の長期借入金	378,468
商品	251,323	リース債務	3,530
仕掛品	2,051	未払金	73,213
前払費用	20,108	未払費用	20,819
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449	未払法人税等	9,394
立替金	8,207	前受金	22,530
その他の金	69,914	収納代行預り金	516,672
貸倒引当金	△495	預り金	21,938
固定資産	2,003,276	賞与引当金	20,400
有形固定資産	74,526	ポイント引当金	10,492
建物	14,914	その他の	1,762
工具、器具及び備品	23,498	固定負債	1,193,056
土地	27,152	長期借入金	1,109,361
リース資産	7,129	リース債務	4,439
その他	1,832	繰延税金負債	6,666
無形固定資産	227,159	退職給付引当金	54,048
ソフトウェア	197,685	資産除去債務	18,541
ソフトウェア仮勘定	29,474	負債合計	2,322,224
投資その他の資産	1,701,590	純資産の部	
投資有価証券	743,389	株主資本	1,097,067
関係会社株式	77,636	資本金	727,347
長期貸付金	33,730	資本剰余金	753,663
関係会社長期貸付金	895,319	資本準備金	753,663
破産更生債権等	20,691	利益剰余金	△383,783
長期前払費用	7,108	その他利益剰余金	△383,783
長期預金	100,001	繰越利益剰余金	△383,783
長期未収入金	5,206	自己株式	△159
敷金	32,460	評価・換算差額等	1,142
その他	11,477	その他有価証券評価差額金	1,142
貸倒引当金	△225,431	新株予約権	1,920
資産合計	3,422,354	純資産合計	1,100,130
		負債・純資産合計	3,422,354

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,906,738
売上原価	1,190,110
売上総利益	716,628
販売費及び一般管理費	803,713
営業損失	87,084
営業外収益	
受取利息	20,934
受取手数料	7,958
受取委託料	19,200
受取金収入	624
受取解約料	1,034
投資事業組合運用益	16,777
貸倒引当金戻入	7,262
その他	3,201
営業外費用	
支払利息	14,574
株式交付費	6,503
その他	57
特別損失	31,228
固定資産売却益	855
投資有価証券売却益	300
特別損失	
固定資産除却損	0
固定資産売却損	106
関係会社株式売却損	121,917
税引前当期純損失	122,023
法人税、住民税及び事業税	4,784
法人税等調整額	△237
当期純損失	152,095
	4,546
	156,641

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	722,187	748,503	748,503	△227,141	△227,141	△159	1,243,389
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	5,160	5,160	5,160				10,320
当 期 純 損 失				△156,641	△156,641		△156,641
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	5,160	5,160	5,160	△156,641	△156,641	-	△146,321
当 期 末 残 高	727,347	753,663	753,663	△383,783	△383,783	△159	1,097,067

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,216	△2,216	-	1,241,173
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				10,320
当 期 純 損 失				△156,641
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,359	3,359	1,920	5,279
当 期 変 動 額 合 計	3,359	3,359	1,920	△141,042
当 期 末 残 高	1,142	1,142	1,920	1,100,130

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ ポイント引当金……………顧客に付与したポイントのうち、購入金額に応じたポイント以外のポイント残高について、将来のポイント利用に備えるため、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

鍼灸接骨院等向けの機材、消耗品、商品の販売を行っております。このような機材、消耗品、商品の販売については、通常、出荷時から当該機材、消耗品、商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ほねつぎチェーンの加盟院及びほねつぎデイサービスの加盟店からは、店舗運営に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行い、ロイヤリティを受領しております。このようなロイヤリティ収入については、加盟院及び加盟店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

アトラ請求サービスの会員からは、保険者に対する療養費請求業務の代行手数料を受領しております。HONEY-STYLE利用院からは、鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用料を受領しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に基づき、商品の販売時に顧客に付与したポイントについては、従来は将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上する方法を採用しておりましたが、付与するポイントのうち、購入金額に応じたポイント残高については、顧客に対する履行義務として認識し、契約負債に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」の一部を、当事業年度より、契約負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	74,526
無形固定資産	227,159

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(1)有形固定資産及び無形固定資産」の内容と同一であります。

(2) 投資有価証券及び関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
投資有価証券	743,389
関係会社株式	77,636

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(2)投資有価証券」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 261,269千円

(2) 担保に供されている資産

長期預金 100,000千円

上記は、関係会社の金融機関からの借入の担保に供しております。

(3) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社ペリカン 80,008千円

次の関係会社について、賃貸借契約に基づく支払家賃等に対して債務保証を行っております。

アトラケア株式会社 9,428千円

(4) 偶発債務

重要な訴訟事件

- ① 当社は以下のとおり、2018年10月4日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の2社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社インバンクメント	東京都品川区
株式会社黒井商事	山口県宇部市

ハ 訴訟の内容

上記2社は、訴訟において、当社に対して合計156,322千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

- ② 当社は以下のとおり、2019年10月3日に訴訟を提起され、2019年11月8日にその訴状が送達され、係争中であります。

イ 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」(以下「本チェーン」という。)として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、株式会社リブラボより、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

ロ 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地
株式会社リブラボ	東京都世田谷区

ハ 訴訟の内容

当社に対して148,507千円及びこれに対する2019年11月9日から支払い済みまで年6分の割合による金員の支払いを求めています。

ニ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	21,616千円
短期金銭債務	8,003千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	117,546千円
売上原価・販売費及び一般管理費	5,781千円
営業取引以外の取引高	49,822千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	20,266株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
棚卸資産評価損		76,188
賞与引当金		6,242
ポイント引当金		3,210
未払事業税		1,410
前受金		5,122
譲渡制限付株式報酬		5,621
減価償却超過額		1,576
減損損		25,813
投資有価証券評価損		71,055
関係会社株式評価損		15,299
投資有価証券売却益		6,732
貸倒引当金		69,133
退職給付引当金		16,538
資産除去債務		5,673
その他有価証券評価差額金		3,314
税務上の繰越欠損金		193,509
その他		12,297
繰延税金資産小計		518,741
評価性引当額		△518,741
繰延税金資産合計		—
繰延税金負債		
棚卸資産否認額		△566
資産除去債務に対応する除却費用		△5,279
その他有価証券評価差額金		△803
その他		△17
繰延税金負債合計		△6,666
繰延税金負債の純額		△6,666

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	アトラファイナンス(株)	大阪市 西区	30,000	療養費早期現金化サービス他	所有 直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付 (回収)	1,097,000 (1,281,449)	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	80,449
							受取利息	6,659	関係会社 長期貸付金	205,319
							受取利息	6,659	未収利息	469
	アトラケア(株)	大阪市 西区	25,000	介護事業 その他	所有 直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付	-	関係会社 長期貸付金	290,000
							受取利息	5,800	未収利息	1,470
	(株)ペリカン	大阪市 西区	10,000	玩具販売 事業	所有 直接 100.0	資金貸付先 債務保証先	資金の貸付 (回収)	- (100,000)	関係会社 長期貸付金	400,000
							受取利息	8,295	未収利息	635
							債務保証	80,008	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
債務保証については、子会社の銀行借入金に係る債務保証を行っております。
2. アトラケア(株)に対する関係会社長期貸付金に対して、173,947千円の貸倒引当金(当事業年度における戻入額7,262千円)を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 112円21銭
1株当たり当期純損失 16円03銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

アトラグループ株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古村 永子 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトラグループ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

アトラグループ株式会社
取締役会 御中

協立神明監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古 村 永 子 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトラグループ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

アトラグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 高田 明 夫 ㊟

監査等委員 岩田 潤 ㊟

監査等委員 奥村 佳文 ㊟

(注) 監査等委員高田明夫、岩田潤及び奥村佳文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更ありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2022年12月31日現在の資本金の額727,347,630円のうち627,347,630円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減少する資本準備金の額

2022年12月31日現在の資本準備金の額753,663,262円の全額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月31日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">きゅう せ ひろ ゆき 久 世 博 之 (1973年5月8日生)</p>	<p>2000年4月 八幡屋整骨院 勤務開始 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社権左エ門（現 当社）設立 代表取締役社長 2006年4月 株式会社トライニン 代表取締役 2007年6月 同社 取締役 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役 2018年3月 アトラケア株式会社 取締役 2018年3月 当社 CEO 2021年3月 当社 取締役会長 2021年3月 アトラプランニング株式会社 取締役 2021年7月 株式会社 One Third Residence 取締役 2021年12月 株式会社ペリカン 取締役（現任） 2021年12月 当社 代表取締役会長兼社長CEO（現任） 2022年3月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 2022年12月 アトラプランニング株式会社 代表取締役（現任） 2023年1月 当社 鍼灸接骨院支援部長（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） アトラプランニング株式会社 代表取締役 株式会社ペリカン 取締役</p> <p>【選任理由】 久世博之氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、当社設立時より取締役を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	247,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">田 中 克 典 (1974年9月30日生)</p>	<p>1997年4月 JA大阪中河内 入組 2004年1月 AIGエジソン生命保険株式会社 入社 2005年10月 有限会社権左エ門（現 当社）入社 2006年2月 当社 取締役 2006年11月 株式会社ATTECC 代表取締役 2009年4月 株式会社トライニン 取締役 2015年2月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 2015年2月 当社 営業部担当（現任） 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 代表取締役（現任） 2018年3月 アトラケア株式会社 代表取締役 2018年3月 当社 COO 2021年3月 当社 執行役員 2021年3月 アトラケア株式会社 取締役（現任） 2021年7月 株式会社One Third Residence 取締役 2022年3月 当社 取締役（現任） 2022年3月 当社 ほねつぎチェーン事業部担当（現任） 2022年12月 株式会社ペリカン 取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役</p> <p>【選任理由】 田中克典氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2006年2月より当社の取締役又は執行役員を務め、営業部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。また、アトラファイナンス株式会社の代表取締役及びアトラケア株式会社の取締役として特にガバナンス、財務、会計、税務、法務の強化に取り組んでまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	105,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">かた だ とおる 片 田 徹 (1961年9月26日生)</p>	<p>1984年4月 歯科技工所関西歯研 入社 1990年4月 有限会社KDL 設立 代表取締役 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社Medical Art 代表取締役 2009年11月 当社 取締役 2014年4月 当社 経営戦略室長 2015年2月 当社 情報システム部担当 2017年4月 当社 ITソリューション事業部担当 2018年1月 当社 療養費請求代行部長 2018年4月 当社 療養費請求代行部担当（現任） 2019年7月 当社 経営戦略部長（現任） 2021年3月 当社 執行役員 2021年12月 株式会社ペリカン 取締役（現任） 2022年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役（現任） 2022年3月 当社 取締役（現任） 2022年3月 当社 情報システム部担当 2023年1月 当社 情報システム部長（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） 株式会社ペリカン 取締役 アトラファイナンス株式会社 取締役</p> <p>【選任理由】 片田徹氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2009年11月より当社の取締役又は執行役員を務め、経営戦略部及び療養費請求代行部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	204,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	<p style="text-align: center;">ゆきの たかお 柚木 孝夫 (1976年12月4日生)</p>	<p>2000年9月 株式会社JTクリエイティブサービス 入社 2006年9月 株式会社アークトラスト 代表取締役 2009年2月 株式会社トライニン 監査役 2009年11月 当社 取締役 2015年2月 当社 ほねつぎ支援部担当 2016年8月 当社 ほねつぎ支援部担当 兼 ほねつぎ開発部担当 2018年1月 当社 ほねつぎチェーン事業部担当 2018年3月 アトラケア株式会社 取締役 2021年3月 当社 執行役員（現任）</p> <p>【選任理由】 柚木孝夫氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2009年11月より当社の取締役又は執行役員を務め、ほねつぎチェーン事業部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	153,100株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役候補者の専門性経験（スキルマトリクス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	社長経験	財務、会計、税務	ガバナンス	業界の知見	新商品・新サービス開発	営業、販売	法 務	IT	M & A
1	久世 博之	○		○	○	○	○			○
2	田中 克典	○	○	○	○		○	○		○
3	片田 徹	○			○			○	○	
4	柚木 孝夫	○	○		○		○			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	<p style="text-align: center;">たか だ あき お 高 田 明 夫 (1948年10月17日生)</p>	<p>1978年4月 検事任官 2002年4月 大阪地方検察庁特別捜査部長 2005年12月 宮崎地方検察庁検事正 2008年1月 検事退官 2008年4月 弁護士(大阪弁護士会)登録 2008年4月 高田明夫法律事務所 所長(現任) 2008年6月 日本コンベヤ株式会社 社外監査役 2011年6月 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 2015年3月 当社 社外取締役 2015年6月 日本コンベヤ株式会社 社外取締役 2016年4月 NCホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 高田明夫法律事務所 所長</p> <p>【選任理由】 高田明夫氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年3月より当社の社外取締役を務めてまいりました。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、法令に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって8年、監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">いわ た じゅん 岩 田 潤 (1969年12月23日生)</p>	<p>1992年3月 青山監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)入所 1999年10月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人)入所 2001年9月 岩田公認会計士事務所 所長(現任) 2005年6月 マルシェ株式会社 社外監査役(現任) 2007年8月 株式会社ドーン 社外監査役 2008年10月 BTJ税理士法人 設立 代表社員(現任) 2010年1月 当社 社外監査役 2010年3月 株式会社ディキャピタル 設立 代表取締役(現任) 2011年6月 株式会社MACオフィス 社外監査役 2011年8月 株式会社ドーン 社外取締役 2016年8月 株式会社ドーン 取締役(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 岩田公認会計士事務所 所長 BTJ税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役</p> <p>【選任理由】 岩田潤氏は、公認会計士、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>	1,500株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	奥村佳文 (1971年1月11日生)	1995年4月 奥村造船工業株式会社 入社 1997年9月 今井会計事務所 入所 2000年8月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人) 入所 2004年11月 日本イーライリリー株式会社 出向 2006年8月 奥村佳文税理士事務所 所長 2010年1月 当社 社外監査役 2015年7月 BTJ税理士法人 パートナー(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) BTJ税理士法人 パートナー 【選任理由】 奥村佳文氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、税務に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。	1,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 高田明夫氏には、弁護士としての法的視点及び企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
5. 岩田潤氏には、公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
6. 奥村佳文氏には、税理士としての税務・財務及び会計に関する豊富な知識と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
7. 現在当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏と当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合は引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員の取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2019年3月26日開催の第14回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、より株式報酬の割合を増やすことにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲をより高めるため、取締役の報酬額を減額し年額2億円以内（うち社外取締役分10百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額のうち、譲渡制限付株式の付与のための報酬額については、2019年3月26日開催の第14回定時株主総会において、別枠で年額20百万円以内かつ譲渡制限付株式として発行または処分を受ける当社の普通株式の総数は年40,000株以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、より株式報酬の割合を増やすことにより、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲をより高めるため、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額70百万円以内かつ譲渡制限付株式として発行または処分を受ける当社の普通株式の総数を年390,000株以内の範囲と定めることとさせていただきます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名となります。

当該譲渡制限付株式に関する事項は、本議案の承認可決に基づき修正される下記の上限数以外は2019年3月26日開催の第14回定時株主総会にてご承認いただいた内容と変更ありません。

本議案に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年390,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない

い本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル
当社大阪事務所



- ご案内
1. 地下鉄中央線「阿波座駅」2番出口より徒歩にて約5分です。
 2. 駐車場及び駐輪場はございませんので、お車又は自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用して
います。